

平成25年4月26日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官

平成24年(回)第166号 公文書一部不開示決定処分取消請求控訴事件

(原審 大阪地方裁判所平成23年(回)第108号, 同第109号, 同第110号)

口頭弁論終結日 平成25年2月15日

判 決

大阪府大東市谷川1丁目1番1号

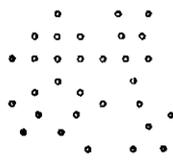
控 訴 人	大 東 市
同 代 表 者 市 長	東 坂 浩 一
処 分 行 政 庁	大 東 市 長
	東 坂 浩 一
控訴人訴訟代理人弁護士	寺 内 則 雄

大阪府大東市泉町2丁目7番18号

被 控 訴 人	光 城 敏 雄
同 訴 訟 代 理 人 弁 護 士	井 上 善 雄

主 文

- 1(1) 原判決を次のとおり変更する。
 - (2) 大東市長が平成23年1月13日付けで被控訴人に対してした公文書部分公開決定(大東交第683号)の非公開部分(平成23年8月2日付け通知書(大東道第631号)及び平成24年5月11日付け通知書(大東道第218号)によって撤回された部分を除く。)のうち、大東市指定管理者選定審査委員会委員名簿中の委員(市外部の委員に限る。)の連絡先(ただし、勤務先の郵便番号及び所在地に限る。)を公開しないと決定した部分を取り消す。
 - (3) 被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、第1, 2審を通じてこれを4分し、その1を控訴人の、その余を被控訴人の各負担とする。



事 実 及 び 理 由

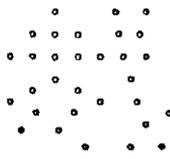
第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人の請求をいずれも棄却する。

第2 事案の概要

- 1 本件は、平成22年11月に行われた「大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場」及び「大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場」の指定管理者の候補者選定（以下「本件選定事務」という。）において審査を行った大東市指定管理者選定審査委員会（以下「本件委員会」という。）に関し、被控訴人が、大東市情報公開条例（以下「本件条例」という。）に基づいて、大東市長に対し、本件委員会の各委員の氏名、役職及び連絡先並びに会議録（以下「甲情報」といい、甲情報の公開を求める請求を「本件甲請求」という。）、本件選定事務に係る4申請団体名、順位及び採点結果（以下「乙情報」といい、乙情報の公開を求める請求を「本件乙請求」という。）、本件委員会の各委員の採点項目と配点（以下「丙情報」といい、丙情報の公開を求める請求を「本件丙請求」という。）の情報公開をそれぞれ求めたところ、大東市長が、本件甲請求については、市外部の委員（以下「外部委員」という。）の連絡先並びに会議録のうち発言している委員、第2回会議議事録中の財政的安定度に係る採点者の氏名及び第3回会議議事録中の最高得点を取得した団体以外の申請団体の名称が記載された部分を、本件乙請求については、最高得点を取得した団体以外の団体名を、本件丙請求については、審査採点表上の委員の氏名及び最高得点を取得した団体以外の団体名を、それぞれ非公開とする各部分公開決定（以下「本件各決定」という。）をしたため、被控訴人が、本件各決定のうち非公開とされた上記各部分の取消しを求める事案である。

原審は、被控訴人の請求を全て認容したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。



2 本件条例の定め、前提となる事実、主たる争点及び当事者の主張は、下記(1)、(2)のとおり補正し、後記3、4のとおり当事者の当審における補充主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の2、3、第3及び第4のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決4頁7行目の「及び証拠等」を「並びに後掲証拠及び弁論の全趣旨」に改め、同18行目の「(以下」から19行目の「という。)」まで、同24行目の「(以下」から25行目の「という。)」まで、5頁4行目の「(以下」から5行目の「という。)」までをいずれも削除する。

(2) 原判決7頁21行目の「及び」から同22行目の「の名称」までを削除する。

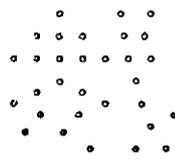
3 控訴人の当審における補充主張

(1) 外部委員の連絡先の個人情報該当性（争点1）について

外部委員の連絡先は、一般的、客観的に判断して他人に知られたくないと望むことが正当であるような情報であり、個人情報に該当する。大学教授の場合、連絡先の公開が職業上不可避であるとはいえないし、連絡先がインターネット上に公開されていることをもって、上記の個人情報該当性を否定することはできない。

(2) 本件委員会の会議録中の発言者名及び第2回議事録中の財政的安定度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性（争点2）について

本件委員会は、委員の自由闊達な意見の開陳によって審議の実を挙げるために非公開として開催されたものであるから、発言した委員名や採点者名が会議録の一部として後に公開されれば、今後当たり障りのない発言が増える可能性が容易に推認される。現に会議録（乙10ないし12）中には、批判されたり、誤解されたり、選考結果に疑義が生じるおそれがある発言内容が含まれており、また、採点者名の公開により採点者の採点のポイントが明らかになることから、今後は自由な発言が控えられたり、委員に就任すること



を断られたり、同種の委員会における採点に影響を及ぼしたりする可能性がある。本件委員会の会議録が要点筆記にすぎないことも考慮すれば、発言者名等の公開は、委員会の審議に著しい支障を来し、事務事業の実施の目的を失わせ、または、事務事業の円滑な実施に著しい支障があるといえる。

(3) 本件選外団体名の法人等情報該当性（争点3，4，6）について

申請団体中の順位に係る表や委員個別の採点表で選外団体名が公開されれば、ライバル団体から競争上の攻撃材料として利用されかねず、選外団体の競争上の地位を侵害することは明らかである。

法人等情報該当性の判断については、採点の公正さの担保は考慮要素ではない。

(4) 審査採点表の委員名の事務事業情報該当性（争点5）について

審査採点表の委員名を公開すれば、採点内容に対する批判が委員個人に向けられることになり、大東市の公正な意思決定に影響を及ぼすことは明らかであるから、審査採点表の委員名は、意思形成過程情報に該当する。また、今後の指定管理者選定事業において、委員への委嘱を拒む者が現出することは容易に推認できるから、当該情報は、事務事業情報にも該当する。

4 被控訴人の当審における補充主張

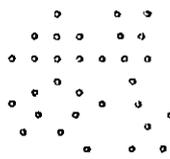
(1) 外部委員の連絡先の個人情報該当性（争点1）について

外部委員が公務を担当していることからすれば、その連絡先は個人情報に該当しない。

(2) 本件委員会の会議録中の発言者名及び第2回議事録中の財政的安定度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性（争点2）について

本件委員会の会議録中の発言をめぐって、会議が紛糾した形跡はないし、本件委員会においては、それぞれの委員に異なる意見や差のある意見が求められているというべきである。

(3) 本件選外団体名の法人等情報該当性（争点3，4，6）について



応募した企業は、必ず選ばれることを信じて申請しているわけではなく、たった4社の中の順位の如何が攻撃材料にされることもないから、本件選外団体名やその順位は法人等情報に該当しない。

また、応募事業法人が採点された結果は、むしろ公表されて公正さが担保される必要がある。

(4) 審査採点表の委員名の事務事業情報該当性（争点5）について

審査委員は、指定管理者制度という公の事項に関して、市民のために責任をもって客観的な判断をする仕事であるから、「心ない者からの批判の対象」とはならない。

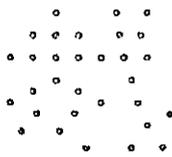
第3 当裁判所の判断

1 当裁判所は、被控訴人の請求は、本件甲情報のうち外部委員の連絡先（ただし、勤務先の郵便番号及び所在地に限る。）を公開しない旨の部分公開決定の取消を求める限度で理由があり、その余の請求はいずれも理由がないから棄却すべきであると判断する。その理由は、後記2ないし5のとおりである。

2 外部委員の連絡先の個人情報又は事務事業情報該当性（争点1）について

(1) 前提となる事実（前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第2の3（補正後のもの。以下同じ））(2)ア、(3)ア、(5)のとおり、大東市長は、本件甲情報のうち、本件委員会の2名の外部委員の氏名及び現職（大学教授、公認会計士）については公開したものの、その連絡先については、公開しない旨決定しているところ、弁論の全趣旨によれば、上記非公開部分である連絡先は、外部委員の勤務先の郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号であることが認められる。

(2)ア そこで、上記外部委員の連絡先の個人情報該当性について判断するに、個人の勤務先の郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号が、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、またはされ得るものに該当することは明らかである。被控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事

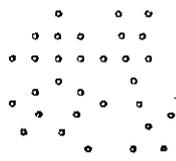


実及び理由」第4の1(1)(原告の主張)のとおり、勤務先は個人に関する情報ではない旨主張するが、採用することができない。

したがって、これらの情報が、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であると認められる情報に該当するか否かについて以下に検討する。

イ 一般に地方公共団体が設置する審査委員会の外部委員は、それぞれの専門的知見を当該審査委員会において活用することを期待されて委員を委嘱された立場にあることからすれば、当該審査委員会の委員たるに相応しい知見を持つことを示す情報は、できるだけ市民に公開されることが望ましいものというべきであり、たとえそれが個人を識別する情報に該当する場合であったとしても、同様に市民に公開されることが望ましいものというべき場合があるものと考えられる。そして、上記(1)のとおり、本件委員会の2名の外部委員の氏名及び現職がそれぞれ大学教授、公認会計士であることは既に公開されているところ、これは、上記の外部委員の職責の趣旨に添う措置であると評価することができるものであり、当該措置が、大東市から外部委員に対して報償費が支払われていることを理由とする監査委員の要望に基づく部分があるとしても(乙3)、上記評価を左右するものではない。

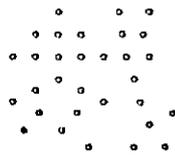
さらに、当該外部委員の氏名及び現職に関する情報が行政の保有する情報として公開されている場合、これらの者の連絡先(ただし、勤務先の郵便番号、所在地、電話番号及びFAX番号)が本件条例上の個人情報に該当するか否かは、その者の当該地方公共団体における立場、職責、当該勤務先(職業)の内容、性質により、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるか否かの観点から判断すべきであるところ、上記のとおり、外部委員の専門的知見(職業)に関する情報はできるだけ公開されることが望ましいこと、本件においては、外部委員の氏名及びその現職が大学教



授及び公認会計士であることは公開されているものの、その勤務先の名称（大学名や監査法人名など）については公開されていないこと、本件選定事務において、外部委員は公共の利害に関わる業務について専門的知見を発揮することが期待されていることなどを併せ考慮すると、外部委員の連絡先に係る上記情報のうち、勤務先の郵便番号及び所在地は、公開されていない勤務先の名称に代えて、市民に勤務先の実在性を明らかにするものであり、外部委員の専門的知見を具体的に推知させる手がかりとなるものであるから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるとは認められず、本件条例上の個人情報には該当しないというのが相当である。

ウ これに対して、外部委員の連絡先のうち電話番号及びFAX番号は、それ自体、外部委員の専門的知見を具体的に推知させるに必要なものであるとは解されず、かえって、これらを公開すると、委員個人に対し、選定をめぐって電話やFAXによる質問や嫌がらせ等を招来する可能性があるというべきであるから、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるものと認められ、本件条例上の個人情報に該当するというのが相当である。

エ 被控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第4の1(1)（原告の主張）のとおり、学識経験者の連絡先はインターネット上で既に公開されている旨主張するが、本件における外部委員2名が自らの意思で勤務先の電話番号及びFAX番号を公開していると認めるに足る証拠はないし、これらの情報が、本件条例上の個人情報に該当しないとの評価を首肯させるような事情も証拠上見当たらない。そうすると、外部委員の連絡先のうち勤務先の電話番号及びFAX番号の本件条例上の個人情報該当性については、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるものと認められるか否かによって判断されるのであって、これらがインターネット上で検索可能な状態にあることをもって、この点が左右される



ものではない。被控訴人の上記主張は採用することができない。

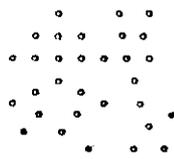
オ 被控訴人は、前記第2の4(1)のとおり、外部委員が公務を担当していることからすれば、その連絡先は個人情報に該当しない旨主張する。

しかし、外部委員が本件選定事務という公務に従事していることから、直ちにその勤務先の電話番号及びFAX番号が個人情報に該当しないことになるとは解されず、これらの情報は、一般に他人に知られたくないと望むことが正当であるものと認められるとの上記ウの認定判断は左右されないというべきである。被控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第4の1(1)のとおり、嫌がらせ等を受けた外部委員が委員を辞退し、今後の委員の選定が難しくなることから、外部委員の連絡先が事務事業情報にも該当する旨主張する。

しかし、本件においては、外部委員の氏名及び現職が大学教授及び公認会計士であることは公開されている一方で、その勤務先の名称（大学名や監査法人名など）については公開されていないため、外部委員の勤務先の郵便番号及び所在地は、その専門的知見を推知させるに必要なものであると解されることは、上記(2)イのとおりであるところ、このような状況下における外部委員の連絡先（ただし、勤務先の郵便番号及び所在地）の公開が、直ちに今後の外部委員の選任の困難に繋がるとまでは首肯し難く、他にこれをうかがわせるような事情も証拠上見当たらない。控訴人の上記主張は、採用することができない。

(4) 以上によれば、本件甲情報の外部委員の連絡先のうち勤務先の郵便番号及び所在地について、これを公開しないとした大東市長の決定の取消を求める被控訴人の請求部分には理由があるが、本件甲情報の外部委員の連絡先のうち勤務先の電話番号及びFAX番号について、これを公開しないとした大東市長の決定の取消を求める被控訴人の請求部分には理由がない。



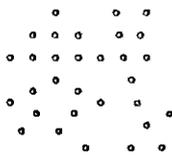
3 本件委員会の会議録中の発言者名及び第2回議事録中の財政的安定度に係る採点者名の意思形成過程情報又は事務事業情報該当性（争点2）について

(1) 前提となる事実(2)ア, (3)ア, (6)のとおり, 大東市長は, 本件甲情報のうち, 本件委員会の会議録中の発言をした委員及び財政的安定度に係る採点者名を公開しない旨の決定をしている。

(2) そこで, 上記非公開部分が意思形成過程情報又は事務事業情報に該当するか否かについて判断する。

ア 前提となる事実(2), (3), (6), 証拠（甲1, 4, 乙4, 9ないし12）及び弁論の全趣旨によれば, ①本件選定事務は, 「大東市立住道駅中央自動車・自転車駐車場」及び「大東市立住道駅前自動二輪車等駐車場」の指定管理者の候補者選定を行う大東市の事務であること, ②本件委員会は, 大東市が設置している指定管理者選定審査委員会の一つであり, 本件選定事務を行ったこと, ③本件委員会は, 大東市の副市長（委員長）, 政策推進部長, 街づくり部長のほか, 外部委員として大学教授, 公認会計士が加わり, 合計5名の委員で構成されていること, ④本件委員会は, 平成22年8月12日の第1回会議において, 公開による申請団体の地位侵害, 選定審査事務の遂行への支障を理由に本委員会を非公開とする旨決定したこと, ⑤本件委員会は, 同年11月4日の第3回会議で本件選定事務を終了したこと, ⑥大東市長は, 平成24年5月11日付け通知書（大東道第218号）により, 本件甲情報のうち, 本件委員会の会議録（発言している委員, 第2回会議議事録中の財政的安定度に係る採点者の氏名及び第3回会議議事録中の最高得点を取得した団体以外の申請団体の名称を除く）についての非公開決定を撤回し, 部分開示決定をしたことが認められる。

イ 上記アの認定事実によれば, 本件委員会の会議録中の発言をした委員の氏名及び財政的安定度に係る採点者名が, 大東市の内部機関における審議, 検討または調査等に関する情報であり, かつ, 大東市の行う事務事業に関

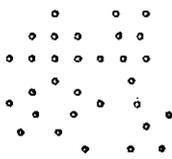


する情報であることは明らかであるから、当該氏名が非公開とされるか否かは、これを公開することにより、当該審議、検討または調査等に著しい支障がある情報（意思形成過程情報）といえるか、又は、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報（事務事業情報）といえるかが問題となる。

そこで検討するに、上記ア④のとおり、本件委員会は、公開による申請団体の地位侵害、選定審査事務の遂行への支障を理由に本委員会の議事を非公開とする旨決定しているところ、この非公開決定は、上記ア①の本件選定事務の目的及びその目的を達成するためには、委員の自由かつ率直な意見交換が必要となることに照らし、合理的理由に基づくものといえることができる。そして、現時点において、本件委員会の上記非公開決定の合理性が失われたとの評価を首肯させるような事情を認めるに足る証拠は見当たらないほか、非公開を前提として審議がなされた会議における発言者名及び財政的安定度に係る採点者名が公開されることになれば、委員から当たり障りのない発言が増えるなど自由かつ率直な意見交換が妨げられ、大東市の指定管理者選定審査委員会の審議に著しい支障が生じ、行政の公正かつ円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれがあるというべきであり、このことは、上記ア⑥のとおり発言者名等を除く会議録が事後的に公開されたとしても何ら異なるところはないというべきである。

したがって、本件甲情報のうち、本件委員会の会議録中の発言をした委員及び財政的安定度に係る採点者名は、意思形成過程情報に該当するというべきである。

ウ 被控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第4の1(2)（原告の主張）のとおり、会議録をインターネットで公開している自治体の例がある旨主張するが、当該会議の目的、内容、会議の公開の有無



などにより、会議録の公開の有無やその程度が異なることもあることに照らして、採用することができない。

エ 被控訴人は、前記第2の4(2)のとおり主張するが、本件委員会の会議が委員の発言をめぐって紛糾することなく進行したとしても、それは、会議の非公開を前提として委員による自由かつ率直な意見交換がなされた結果ともいえるのであるから、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

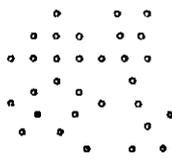
(3) 以上によれば、本件甲情報のうち本件委員会の会議録中の発言をした委員及び財政的安定度に係る採点者名について、これを公開しないとした大東市長の決定の取消を求める被控訴人の請求部分には理由がない。

4 本件選外団体名の法人等情報該当性（争点3，4，6）について

(1) 前提となる事実(2)，(3)のとおり、大東市長は、本件甲情報のうちの本件委員会の会議録中の本件選外団体名、本件乙情報のうちの本件選外団体名、本件丙情報のうちの本件選外団体名について、いずれも公開しない旨の決定をしている。

(2) そこで、本件選外団体名が法人等情報に該当するか否かについて判断する。

ア 上記3(2)アで認定した事実に加えて、証拠（甲3，乙10ないし12）及び弁論の全趣旨によれば、①大東市においては、本件委員会による本件選定事務以前にも、同種の事業について同様の選考が行われたことがあること、②本件選定事務に係る大東市の事業について、募集要項を取りにきた団体が19団体あり、その内4団体が応募を辞退したこと、③上位4団体が2次審査である本件委員会の審査に進んだこと、④今回候補者に選定された指定管理者の任期は5年間であること、⑤本件委員会による審査の審査項目は、区分として、事業計画書の評価、納入金の評価及び安定性の評価の3区分があり、事業計画書の評価は、更に、管理・運営に対する基本的な考え方の評価や利用者サービス向上の方策の評価など11の大項目



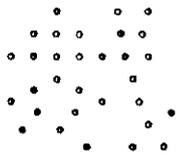
に、安定性の評価は、業務実績による安定度など2つの大項目に分かれており、大項目の中にはいくつかの小項目に細分化されている項目もあること、⑥本件委員会の第3回会議においては、委員から具体的な応募団体についてその評価に係る発言がなされたことが認められる。

イ 上記アの認定事実によれば、本件選定事務と同様の事務（大東市の各種の事業、業務における指定管理者の選定）が大東市において今後も予定されていること、本件選外団体にとって事業上の競争関係にある団体が相当数存在すること、本件委員会による審査の審査項目は極めて細分化されていること、本件委員会の会議において委員は、細分化された審査項目を踏まえて本件選外団体に対する具体的評価を述べていることが認められる。

そうすると、本件甲情報のうちの本件委員会の会議録中の本件選外団体名（争点3）、本件乙情報のうちの本件選外団体名（争点4）、本件丙情報のうちの本件選外団体名（争点6）については、これらを公開すると、本件選外団体にとっては、事業内容等に関する極めて詳細な評価が公表されることになり、それ自体が事業活動にとってマイナスに作用する場合があります。このことに加えて、本件選外団体が今後大東市における指定管理者の選定に応募する場合には、事業内容に関する極めて詳細な評価が公表されていることによって、そのような評価が公開されていない相当数の競争関係にある団体との関係において、当該選定事務において不利益な立場に立たされることも考えられるところである。

したがって、本件甲情報のうちの本件委員会の会議録中の本件選外団体名、本件乙情報のうちの本件選外団体名、本件丙情報のうちの本件選外団体名は、これらが公開されることにより、競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当な理由があるというべきであり、いずれも法人等情報に該当すると解するのが相当である。

ウ 被控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第4の



1(3) (原告の主張) のとおり、他市における指定管理者候補選定事務において、選外となった申請団体の団体名及び得点を公開している例がある旨主張するが、当該主張を踏まえても、上記アの認定事実に基づけば、本件選外団体名が法人等情報に該当するとした上記イの認定及び判断は左右されない。被控訴人の上記主張は、採用することができない。

エ 被控訴人は、前記第2の4(3)のとおり主張するが、本件選外団体名は、これらが公開されることにより、いずれも本件選外団体の競争上の地位、財産権その他正当な利益を侵害すると認めるに相当な理由があると認められることは、上記イのとおりであり、また、本件選外団体名の法人等情報該当性を判断するに際して、応募事業法人が採点された結果を公表することにより公正さが担保されるとの点については、考慮要素にならないといふべきであるから、被控訴人の上記主張は、採用することができない。

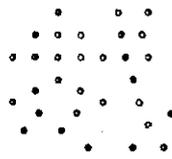
(3) 以上によれば、本件甲情報のうち本件委員会の会議録中本件選外団体名について、これを公開しないとした大東市長の決定、本件乙決定、本件丙情報のうちの本件選外団体名について、これを公開しないとした大東市長の決定の各取消を求める被控訴人の請求ないし請求部分にはいずれも理由がない。

5 審査採点表の委員名の事務事業情報該当性（争点5）について

(1) 前提となる事実(2)ウ、(3)ウのとおり、大東市長は、本件丙情報のうち、審査採点表の委員名を公開しない旨の決定をしている。

(2)ア 上記3(2)ア、4(2)アで認定した事実によれば、審査採点表の委員名が、大東市の行う事務事業に関する情報であることは明らかであるから、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報（事務事業情報）といえるかについて判断する。

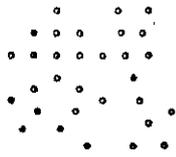
イ 上記3(2)イ、4(2)アのとおり、本件選定事務と同様の事務（指定管理者の選定）が大東市において今後も予定されていること、本件委員会による



審査の審査項目は極めて細分化されていることが認められるところ、本件委員会の委員の中には、今後も同種の選定審査委員会の委員に選任される者があり得ると考えられ、また、審査項目が極めて細分化されていることから、審査採点表に記載された採点結果は、採点者の個性や採点傾向を相当程度反映したものになると考えられる。そうすると、本件において、審査採点表の採点者名を公開すると、今後の同種の事務において、応募者が採点者の採点傾向に合わせた事業情報しか提供しなくなるなど、審査の公正さを保つことが困難な事態が予想され、同じ委員を次回以降の委員に起用しないとすれば、今度は、委員の選任に困難を来す事態が想定されるところである。したがって、審査採点表の委員名は、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失わせ、または当該事務事業の円滑な実施に著しい支障がある情報であって、市政の公平または円滑な執行に著しい支障を及ぼすおそれのある情報すなわち事務事業情報に該当するというのが相当である。

ウ 被控訴人は、前記第2の2で引用に係る原判決「事実及び理由」第4の3(1)(原告の主張)のとおり、他市における指定管理者候補選定事務において、採点総括表や選考総括表を公開している例がある旨主張するが、当該主張を踏まえても、上記イの認定事実に基づけば、審査採点表の委員名が事務事業情報に該当するとした認定及び判断は左右されない。被控訴人の上記主張は、採用することができない。

エ 被控訴人は、前記第2の4(4)のとおり主張するが、当該主張を踏まえても、上記イのとおり、審査採点表の採点者名を公開することにより今後の同種の事務において、審査の公正さを保つことが困難な事態も予想されることに鑑みれば、査採点表の委員名が事務事業情報に該当するとした認定及び判断は左右されない。被控訴人の上記主張は、採用することができない。



(3) 以上によれば、本件丙情報のうちの審査採点表の採点者名ついて、これを公開しないとした大東市長の決定の取消を求める被控訴人の請求部分には理由がない。

第4 結論

以上によれば、被控訴人の請求は、主文1項(2)の限度で理由があり、その余はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと異なる原判決は一部失当であるから、これを上記のとおり変更することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官

矢 延 正 平

裁判官

泉 薫

裁判官

内 野 宗 揮

これは正本である。

平成25年4月26日

大阪高等裁判所第7民事部

裁判所書記官 宮崎 正義

